

紀美野町公共施設等の利活用に関する  
民間提案制度運用指針

## 目次

---

1 本要項の趣旨	・・・P.2
2 民間提案制度の概要	・・・P.2
3 事業の概要	・・・P.2
(民間提案制度の実施フロー)	・・・P.4
4 提案の受付	・・・P.5
5 提案者の資格要件等	・・・P.5
6 提案方法	・・・P.6
7 提案要件	・・・P.6
8 協議対象の選定	・・・P.7
9 事業フレームの構築	・・・P.7
10 契約・事業実施	・・・P.7
11 その他	・・・P.7

## 1 本指針の趣旨

紀美野町（以下「本町」という。）は、公共施設マネジメントの課題である公共施設の「保有量の適正化」及び「管理費の適正化」を図るため、様々な取組を進めています。このうち「管理費の適正化」については、施設の新設から更新又は廃止に至るまでのトータルコスト（ライフサイクルコスト）の縮減と、修繕や更新に係る一時的な財政負担の集中を避けるためコストの平準化を図ることが求められます。

また、本町が保有する土地・建物のうち低・未利用となっている不動産を経営資源と捉え、戦略的に管理・活用することを通して行政経営効率の向上を図ることも求められます。

この運用指針は、紀美野町長期総合計画及び紀美野町公共施設等総合管理計画において示す施策の方向性を踏まえ、民間事業者のノウハウを取り入れて戦略的に不動産を管理・活用することを目的に、民間事業者から示された提案の事業化を検討する制度の運用に関する共通的な事項について定めるものです。

## 2 民間提案制度の概要

民間提案制度は、民間事業者からの視点で公共サービスを見直し、本町が保有する公共施設等で、施設整備や運営面において更なる利活用を図り、民間事業者ならではの独創的な提案により、事業化する制度です。この制度は、本町の施策や公共施設等の運営及びマネジメントに大きく貢献し、町民サービスの向上または財政コストの軽減につながる提案を選定し、民間事業者と本町との間で、対話と協議を経たのち、事業化を図るものです。

提案いただいた事業を実施・継続していくためには、事業の目標を行政と提案事業者で共有し、その中でお互いのメリットを見い出しながら、互恵的な関係（Win-Winの関係）を構築することが重要となります。

そのため、**本町に提案をいただいた内容は知的財産として取り扱い、その情報及び内容を保護した上で、提案事業者と随意契約をすることを前提とするものです。**

### 補足

特に、遊休不動産等をターゲットとして、独創的で新しいビジネスモデルを提案してください。事業を成功させるために、本町も提案事業者と一緒に、従来の発注者と受託者という関係でなく、対等な関係を構築し、双方がメリットを享受できるように事業を実施していきます。

この制度は、収益性が高く民間事業者のノウハウが詰め込まれた独創的な提案を「知的財産」として扱い、提案事業者との随意契約を前提とする制度です。

## 3 事業の概要

### (1) 事業の名称

## 紀美野町公共施設等の利活用に関する民間提案制度

### (2) 事業実施までの流れ

民間提案制度における事業実施までの流れは、以下のとおりです。

①提案の募集・受付、②提案内容の審査・選定（交渉権者の決定）、③交渉権者との事業の詳細協議、事業の実施に向けた事業フレームの構築作業、④契約の締結、⑤事業の実施、⑥事業の効果や成果の評価等（モニタリング等）。

なお、提案制度の各段階における実施方針は以下を基本とします。

#### ① 提案の募集・受付

本町において、対象となる遊休施設等を選定し、募集期間中に民間事業者からの提案を受け付けます。

この場合、条件等詳細については、別途募集要項に定めることとします。

#### ② 提案内容の審査・選定（交渉権者の決定）

原則、提案者によるプレゼンテーションを実施し、「紀美野町公共施設等の利活用に関する民間提案審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、提案の内容、公共施設マネジメントへの貢献度、財政負担の軽減度、事業の継続性等について審査し、事業化が見込まれるものについて協議対象案件とし、提案した事業者を交渉権者とします。

なお、審査項目、審査委員会の内容等については、別途公表する民間提案制度の募集要項（以下、「募集要項」という。）に記載します。

#### ③ 交渉権者との事業の内容協議、事業の実施に向けたフレームの構築作業

本町と交渉権者で提案事業の実施に向けた協定を締結します。協定の締結後、事業の実施に向けた諸条件、予算面、事業の開始時期等について詳細内容の協議を行います。

#### ④ 契約の締結

協定に基づき協議を行った結果、協議が成立（双方が合意）した場合は、**本町と交渉権者が随意契約を締結します**。なお、契約の内容によっては議会の承認（地方自治法第237条第2項）が必要となる場合があります。

#### ⑤ 事業の実施

交渉権者は契約者となり、提案事業者として提案事業を実施します。実施する事業は、複数年度での実施を原則とし、最短でも3年間、通常は5年間の長期事業として実施します。提案内容によっては10年を超える長期事業も排除するものではありません。

なお、事業の期間については、事業の内容協議の段階で決定することとします。

#### ⑥ 事業の効果や成果の評価等（モニタリング等）

事業を開始した後は、本町及び提案事業者による定期的なモニタリング等を行い、事業フレームに反映・修正していくことで、PDCAサイクルを確実なものとし、



## 4 提案の受付

### (1) 提案の募集方法

提案の募集にあたっては、この運用指針とは別に、対象となる公共施設等や募集方法、募集期間、必要事項等を定めた募集要項を作成し、町ホームページ等で公表します。

### (2) 募集の期間

提案者の公平性・透明性・公正性を担保するため、受付期間は3ヵ月程度設けることとし、事前相談期間を設けた上で、幅広く提案を受け付けることとします。また、同一年度内に複数回の募集を行うこともあります。

## 5 提案者の資格要件等

### (1) 提案者の参加要件

(ア) 民間提案制度により提案を行う者は、提案内容の実施ができる能力（運営力、財産力等）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体等とします。

(イ) 提案者は単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合は、参加表明時に提案者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

### (2) 提案者の制限

提案の受付期間の最終日において、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。

(イ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者。

(ウ) 紀美野町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(エ) 紀美野町建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。

(オ) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は町税を滞納している者。

(カ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

### (3) 応募に関する留意事項

#### (ア) 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

#### (イ) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権は提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、提案

者の提出書類については、提案審査以外では提案者に無断で使用しません。第三者に情報を漏らすこともしません。

#### (ウ) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

#### (エ) その他

その他、応募にあたっての必要な事項及び詳細については、別途公表する民間提案制度の募集要項に記載します。

## 6 提案方法

提案者の資格要件を確認するため、提案書類の提出に先立って、参加申込書及び誓約書等を提出していただきます。提案書類については、提案概要等をまとめたものを提出していただきます。なお、提出書類の詳細、質疑や事前相談等の方法については、別途作成する募集要項に記載します。

## 7 提案要件

### (1) 提案内容の要件（いずれかひとつの要件に該当あるいは複数該当も可）

- ・公共サービスの提供・運営方法等に関することで、民間活力導入により大幅にサービスの向上するもの。
  - ・公共施設マネジメントに貢献する施策。
  - ・本町が保有する公共施設等の利活用に関するもの。
  - ・町の新たな財政支出又は維持経費の増加を伴わないもの。また契約完了した後も、提案事業に関するライフサイクルコストが従前と比較して著しく増大しないもの。
- ※ただし、提案事業を実施した結果、本町に大きな財政効果や政策実現が見込まれる事業については、本町の新たな財政支出を排除するものではありません。

### (2) 提案の対象外となるもの（いずれかひとつの要件に該当）

- ・単に事業（施設）の廃止に関する提案。
- ・本町がすでにPPP導入済の事業で、単に事業実施者となろうとする提案。
- ・既存の委託事業を単に安価で受託しようとする提案。
- ・民間事業者が実施することが適当でない事業（もっぱら公的機関が実施することが法令等により義務づけられてる事業等）を含む提案。

補足 民間事業者の独創性やノウハウを活かした事業提案であることが重要です。収益性の高いビジネスモデルこそ継続性も高く、採択される可能性も高くなります。これまでの公共サービスでは行われてこなかったような独創的な提案を期待しています。紀美野町・民間事業者・利用者（町民）のみんながメリットを享受できるような提案をお待ちしています。

## 8 協議対象の選定

提案者から提出された資格審査書類に基づいて、参加資格を満たしているか審査を行います。提案内容の審査については、審査委員会を設置し、審査を行います。

審査委員会は、提案者のプレゼンテーションとヒアリングにより、提案内容を総合的に審査し、実現性の高い提案を協議対象提案として選定します。審査の結果、協議対象となった提案をした者を交渉権者とします。

## 9 事業フレームの構築

交渉権者と本町は、協定の締結後、事業化に向けた協議、必要な手続きや調整など、具体的な事業フレームを構築していきます。その結果、協議が成立（双方が合意）に至った場合、交渉権者を契約事業者とします。合意に至った段階で、「案件名、事業者名、提案概要」について、町ホームページ等で公表します。

なお、本制度は解除条件付きの制度であり、交渉権者との協議が成立した場合においても、予算案件等が議会で承認されない等の理由により、提案の事業が実施できなくなった場合、本件は事業化されません。

## 10 契約・事業実施

交渉権者と本町は、協議成立後、提案事業の実施について随意契約を締結します。契約締結後、事業者は責任を持って提案内容（当該事業）を履行することとします。

契約者となる提案事業者も「公」を担っているという責任感を持ち、知識やノウハウを分に発揮し、公共サービスをより効果的・効率的に提供するとともに、町民や社会への説明責任を意識しながら、事業を行っていただきます。

## 11 その他

この運用指針に定めることのほか、民間提案制度の実施に関し必要な事項は、別途作成する募集要項に定めます。

紀美野町公共施設等の利活用に関する  
民間提案制度運用指針

紀美野町 企画管財課  
〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木 287 番地  
(Tel) 073-489-5913 (Fax) 073-489-2510  
(Mail) [kikaku@town.kimino.lg.jp](mailto:kikaku@town.kimino.lg.jp)